

保有個人データの開示等の手続きについて

当社は、個人情報保護に関する法律(以下、「法」といいます。)第32条に基づき、法第27条第2項、法第28条第1項、法第29条第1項、法第30条第1項もしくは第3項の定めに基づき(以下、これらを総称して「開示等」といいます。)、ご本人またはその代理人からのご依頼により、以下の要領で開示請求等の手続きに対応いたします。

1. 開示等のご請求の申出先について

お客さまからの保有個人データの開示等のご請求につきましては、下記窓口にお申出ください。
ご本人であることを確認させていただいたうえで、当社所定の書面を郵送いたします。

[保有個人データの開示、訂正等のご請求窓口]

〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町六丁目11番地1

NOBUNAGAキャピタルビレッジ株式会社 コミュニティ推進部

TEL:(058)264-5516 (受付時間 9:00~17:00(当社休業日を除く。))

2. 開示等の求めの方式について

当社への開示等のご請求につきましては、お客さまにお送りします当社所定の書面を、上記ご請求窓口
郵便にてご提出いただくことにより、手続きいたします。

3. 開示等ご請求者(代理人を含む)の本人確認方法について

保有個人データの開示等のご請求を受付けた場合には、以下の書類等により、開示等請求者(代理人を
含む)のご本人確認をさせていただきます。

(1) 開示依頼書に押印した実印の印鑑登録証明書

(2) 顔写真付で氏名、生年月日および住所を確認できる公的書類のうち1点

ア. 運転免許証

イ. パスポート

ウ. 住民基本台帳

エ. 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(在留カード、特別永住者証明書とみなされる
期間内のもの)

(3) 上記(2)以外の書類の場合には、次の公的書類のうち2点

ア. 各種健康保険証

イ. 各種年金手帳(証書)

ウ. 各種福祉手帳(証書)

エ. 住民票の写

オ. 住民票の記載事項証明書

カ. 戸籍謄本・抄本(「戸籍の附票の写し」を添付)

4. 手数料

開示等のご請求については、「開示依頼書」記載の「項目」指定のものについては、1,100円(税込)の手数
料を当社指定の方法によりいただきます。

また、「その他」指定のものについては実費をいただきます。

5. 回答方法

開示等のご回答につきましては、ご本人宛に郵便にてご送付いたします。(代理人からのご請求についてもご本人宛にご送付いたします。ただし、未成年者、成年被後見人における法定代理人からのご請求については代理人にご回答します。)

6. 開示等の求めをする者が代理人である場合の代理権を確認する方法

法定代理人の場合には、戸籍謄本、審判書謄本等、開示請求者本人の法定代理人であることを確認できる書類をご提出いただきます。また、任意代理人の場合には当社所定の「委任状」をご提出いただくほか、ご本人とのご関係等についてご確認させていただきます。